

問Ⅵ - 2 - ⑤ (区分経理)

正味財産増減計算書内訳表における正味財産の期首残高及び期末残高は事業区分ごとに記載するのでしょうか。

答

- 1 正味財産増減計算書内訳表における正味財産の期首及び期末残高の表示方法については、運用上、貸借対照表の作成単位に合わせることとなります。
- 2 貸借対照表内訳表を作成する法人においては、会計区分は、公益目的事業会計区分、収益事業等会計区分、法人会計区分に分けた貸借対照表内訳表を作成します。そのため、正味財産増減計算書内訳表においても、公益目的事業会計区分、収益事業等会計区分、法人会計区分の単位で正味財産の期首及び期末残高を表示することとなります。なお、事業区分ごとの正味財産の期首及び期末残高の記載は要しません。会計区分ごとに貸借対照表の単位と一致させ、事業区分が細分化されている場合には「小計」欄に記載すれば足ります。
- 3 貸借対照表内訳表を作成していない法人においては、正味財産増減計算書内訳表の合計欄に法人全体の正味財産の期首及び期末残高を表示することとなります。
- 4 ただし、必要に応じて事業区分ごとに正味財産の期首残高及び期末残高を表示することもできます。より詳細な表示をすることとなりますので、情報開示の観点からは、より好ましいものと考えます。